

# 防府市行政情報システム管理運営要綱

平成27年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、防府市電子計算組織の運営に関する規程（平成27年防府市訓令第4号。以下「規程」という。）のほか、住民に関する情報を扱うシステム及び内部事務系システム（以下「行政情報システム」という。）の管理について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 業務所管課 規程第2条第5号に定める課をいう。
- (2) 情報統括管理者 規程第4条第3項に定める情報統括管理者をいう。
- (3) 情報保有課 個人情報を保有する課をいう。
- (4) 情報利用課 個人情報を利用する課をいう。
- (5) システム利用端末機 行政情報システムに接続するパソコン等情報機器をいう。
- (6) ログアウト システム利用端末機が行政情報システムに接続していない状態をいう。
- (7) ユーザID及びパスワード 行政情報システムを利用する個人を識別する情報をいう。

(対象)

第3条 この要綱は、行政情報システムを対象とする。

(システム管理者及び取扱者)

第4条 行政情報システムの利用を適正に管理するため、業務所管課の長をシステム管理者とする。システム管理者は、毎年度、防府市に勤務する職員のうち、防府市職員定数条例（昭和24年防府市条例第37号）の適用を受ける者（以下「一般職員」という。）及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の中からシステム取扱者を指名するものとする。

(利用者権限管理)

第5条 前条の規定によりシステム取扱者を指名した場合は、システム管理者は、システム取扱者ごとに利用者権限を設定し、行政情報システムを利用する個人を識別できるよう措置するとともに、システム取扱者以外の者が行政情報システムを利用できないよう措置しなければならない。

2 前項の規定において、対象となる行政情報システムの利用者権限の設定をデジタル推進課が行う場合は、システム管理者は、情報統括管理者に利用者権限の設定を依頼する。

3 前項の規定により、情報統括管理者に利用者権限の設定を依頼する場合は、システム管理者は、一般職員についてはシステム権限設定依頼書（職員用）（様式第1号）を、会計年度任用職員についてはシステム権限設定依頼書（会計年度任用職員用）（様式第2号）を情報統括管理者に提出しなければならない。

4 情報統括管理者は、前項に基づくシステム権限設定依頼書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、行政情報システムの利用者権限の設定を行うものとする。

（ユーザID及びパスワードの管理）

第6条 前条により行政情報システムの利用者権限を設定する場合は、システム管理者及び情報統括管理者は、システム取扱者ごとにユーザID及びパスワードを設定しなければならない。

2 デジタル推進課が利用者権限を設定するシステムにおいて、システム取扱者が自らパスワードの設定を行う場合は、情報統括管理者はシステム取扱者に対し仮パスワードを指定し、システム取扱者は、仮パスワード受領後、直ちに新パスワードを設定しなければならない。

3 パスワードは、第三者に推測されにくいものを設定しなければならない。

4 システム取扱者は、自身のパスワードを第三者に提供してはならない。また、第三者のパスワードを使用してはならない。

5 パスワードは1年に1回以上変更しなければならない。

（他の業務所管課の管理する行政情報システムの利用承認）

第7条 他の業務所管課が管理する行政情報システムを利用する場合は、情報利用課の長は、毎年度、規程第7条第1項に基づき、情報保有課の長の承諾

を得なければならない。なお、情報保有課の長は、対象となるシステムの利用者権限管理をデジタル推進課が行う場合は、第5条第3項に規定する様式第1号又は第2号を情報統括管理者に提出しなければならない。

(利用上の注意)

第8条 システム取扱者は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 業務に必要な情報以外の情報を検索又は出力してはならない。
- (2) システム取扱者以外の者にシステム利用端末機の操作方法を教えてはならない、又は操作させてはならない。ただし、情報統括管理者から特に指示がある場合は、この限りでない。
- (3) システム利用端末機を離れるときは、確実にログオフを行い、第三者が操作できないようにしなければならない。

(システム利用履歴記録)

第9条 システム管理者及び情報統括管理者は、システムの利用履歴を記録しなければならない。

- 2 情報保有課の長は、必要に応じて、システムの利用履歴記録の提供を情報統括管理者又はシステム管理者に求めることができる。
- 3 情報統括管理者又はシステム管理者は、前項の請求があった場合は、システム利用履歴記録を提供しなければならない。
- 4 情報統括管理者は、必要に応じて、システム管理者の管理するシステムの利用履歴記録の提供を求めることができる。
- 5 システム管理者は、前項の請求があった場合は、システム利用履歴記録を情報統括管理者に提供しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、情報統括管理者がシステム管理者と協議のうえ定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(防府市オンライン管理取扱要綱の廃止)

2 防府市オンライン管理取扱要綱は、廃止する。

(準備行為)

3 この要綱の規定に基づく、行政情報システムの利用権限設定のために必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。



